

◆ご応募いただくには、次の要件を全て満たすが必要です。

【 応 募 要 件 】

- ① 吉備中央町に営農計画書を有し、主食用米の生産を営む個人・法人等の農業者で組織する団体
- ② 吉備中央町に「令和 6 年度営農計画書」を提出している方
- ③ 出荷する米は、種子更新（ 種子更新した苗を含む ） を行い、購入伝票等を保管するとともに、町から提出を求められた場合は、提出すること
- ④ J A による農産物検査を受検すること（その結果、1 等又は 2 等米と査定されたお米は、J A が直ちに引き取ります。）
- ⑤ 紙袋で出荷する時は、農産物検査法に基づく規格の袋を使用すること（フレコン出荷も可能です。）
- ⑥ J A に口座を開設する、又は既に行っていること（農家支援金は、J A の口座への振込となります。）
- ⑦ 適切な栽培管理を行い、栽培管理日誌を記録すること
- ⑧ ふるさと米の品質の向上のため、出荷された米について、無作為抽出により専門機関による品種銘柄検査を受検させていただくこと（受検に際して生産者の皆様に行っていただくことや経費の負担はありません。）

切
り
取
り
線

令和 6 年 吉備中央町産コシヒカリ を募集します！

町では、米作り農家を応援しようと寄せられる「ふるさと納税」の寄付者に対する御礼の品として、町内で生産された新米「コシヒカリ」を贈呈することとしております。これは、町内産米のおいしさを P R するとともに、農業の活性化と農家所得や生産意欲の向上と元気を創出し、町の知名度アップを目指そうとするもので、広く町内からお米を募集します。

募 集 概 要

品 種 等 令和 6 年 吉備中央町産コシヒカリ

- ①目標数量 2 5 , 6 0 0 俵 (1 , 5 3 6 t)
- ②1 俵あたりの支払額
 - ・ 1 等米 1 7 , 5 0 0 円 (米代 1 1 , 0 0 0 円 + 支援金 6 , 5 0 0 円)
 - ・ 2 等米 1 7 , 0 0 0 円 (米代 1 0 , 5 0 0 円 + 支援金 6 , 5 0 0 円)
- ③支払方法 米代は、出荷された数日後に、J A から支払われます。
支援金は、J A へのふるさと米出荷実績を確認した後に、町から農家へ支払います。同時に支払うことができませんが、ご理解をお願いします。
- ④出荷期限 原則として、1 1 月末までに J A へ出荷してください。
- ⑤出荷できる米は、町内の圃場 (水田) において生産されたものに限りです。

募集締切 令和 6 年 3 月 2 9 日（金）まで

応募方法 出荷申込書へ記入し、協働推進課、加茂川総合事務所、各支所、出張所の窓口へ、募集締切（3 月 2 9 日）までにご提出ください。

面 積 割 出荷希望数量は、営農計画書に記載したコシヒカリ以外の作付面積を含む「主食用米」の作付面積 1 反 (1 0 a) あたり 4 俵 (2 4 0 k g) までとし小数点以下は切捨てます。

出荷上限 ①個人（認定農業者を除く者） 1 0 0 俵
②法人・集落営農組織等の団体・認定農業者 4 0 0 俵
※面積割が出荷上限に満たない場合は、面積割の数量となります。

交付決定 ※出荷数量は、6 月末に決定し、交付決定通知を送付いたします。
※申込数量が目標数量を超過した場合は、数量を調整します。

※寄付の状況により、米が不足する場合には、8 月 3 1 日までに出荷数量を調整し、変更通知を送付します。

※裏面も合わせてご覧ください。

◆ご応募いただくには、次の要件を全て満たすことが必要です。

【応募要件】

- ① 吉備中央町に営農計画書を有し、主食用米の生産を営む個人・法人等の農業者で組織する団体
- ② 吉備中央町に「令和6年度営農計画書」を提出している方
- ③ 出荷する米は、種子更新（種子更新した苗を含む）を行い、購入伝票等を保管するとともに、町から提出を求められた場合は、提出すること
- ④ J Aによる農産物検査を受検すること（その結果、1等又は2等米と査定された米は、J Aが直ちに引き取ります。）
- ⑤ 紙袋で出荷する時は、農産物検査法に基づく規格の袋を使用すること（フレコン出荷も可能です。）
- ⑥ J Aに口座を開設する、又は既にしていること
- ⑦ 適切な栽培管理を行い、栽培管理日誌を記録すること
- ⑧ ふるさと米の品質の向上のため、出荷された米について、無作為抽出により専門機関による品種銘柄検査を受検させていただくこと（受検に際して生産者の皆様に行っていただくことや経費の負担はありません。）

◆出荷俵数の計算方法について

出荷できる俵数は、主食用米（コシヒカリ以外の作付面積も含む）の作付1反（10a）あたり4俵（240kg）の面積割で計算し、小数点以下の端数は切り捨てます。

●町外の圃場面積は対象外とします。

- 例1）主食用米の作付5.0反(50a)の場合、5.0反×4俵＝20.0となり、20俵まで
 - 例2）主食用米の作付1.9反(19a)の場合、1.9反×4俵＝7.6となり、7俵まで
- ※小数点以下の端数は切り捨てます。

●出荷上限があります。

出荷できる俵数は、面積割としますが、次の出荷上限を超過した場合には、出荷上限までとなります。

- ※出荷上限 ・個人（認定農業者を除く者）：100俵
- ・法人、集落営農組織等の団体、認定農業者：400俵

***応募者が多数で、目標数量を超過した場合は、以下のあん分比例方式により数量を決定いたします。**
交付決定数量 ＝ 出荷申請数量 × 目標数量 ÷ 出荷申請の合計数量（全体）
※小数点以下の端数は切り捨てます。
※寄付の受付状況により、出荷申請数量を上限に、追加で出荷をお願いする場合があります。
※出荷数量は、6月末に決定し、交付決定通知を送付いたします。
寄付の状況により米が不足する場合には、8月31日までに出荷数量を調整し、変更通知を送付します。

令和6年 吉備中央町産「ふるさと米」出荷申込書

（令和6年度 吉備中央町ふるさと米出荷農家奨励金交付申請書）

令和6年 月 日
吉備中央町長 様

住 所 吉備中央町
氏 名
連絡先（ ）

令和6年 吉備中央町産「ふるさと米」の事業趣旨に賛同し、下記のとおり出荷申込及び奨励金の申請をします。

なお、申請にあたり以下のことを承諾します。

〔承諾事項〕

- 1 種子の更新について、種子及び苗の購入先へ照会等調査確認すること
- 2 奨励金支払に係る出荷俵数は、町で交付決定した数量を上限とし、J Aに出荷した俵数をもって、その実績数とすること
- 3 無作為抽出により専門機関による品種銘柄検査を受検させていただくこと
- 4 奨励金について、その額に過誤や出荷の条件を満たさない事実が判明したときは、その過誤及び条件を満たさない奨励金を返還すること

記

生産者名 (法人名)		
個人・法人 (どちらか○印)	個人 ・ 法人	
住所の有無 (どちらか○印)	吉備中央町内に住所又は事業所を 有する ・ 有しない ※町内に営農計画書を有しない方のお申込みは無効となります。	
出荷希望 数 量	1俵（60kg）単位 〔 俵 〕	主食用米の作付面積 〔 a 〕
種子(苗) 購 入 先 (どちらか○印)	J A岡山 ・ J A晴れの国岡山 ・ その他（ ） ※出荷する米は、種子更新(種子更新した苗を含む)を行い、購入伝票等を保管するとともに、町から提出を求められた場合は提出すること	
乾燥調製・ 出荷予定 (どちらか○印)	・自家調製の上、J Aへ出荷 ・J Aライスセンター利用分から出荷	
奨励金の振 込 J A口座	農協名： J A岡山・J A晴れの国岡山 （どちらかに○印） 支店名： _____ 支店 口座種別： 普通・当座（どちらかに○印） 口 座 番 号： _____ 口座名義漢字： _____ 口座名義カナ： _____	

※この口座は支援金の振込口座となります。品代の振込口座と同一口座に振込を希望される方も、必ずご記入ください。（令和5年度のお申し込み時と変更ない時は記載の必要はありません。）

切
り
取
り
線